

議案第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年（2021年）12月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第27条第6項中「100分の130」を「100分の127.5」に改める。

別表第7中備考以外の部分を次のように改める。

別表第7（第27条関係）

日額報酬表

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	6,790円
運動指導員	7,010円
保育補助員及び介助員	7,220円
手話通訳者	7,970円
幼稚園教諭、保育士、養護教諭、訪問指導補助員、放課後児童支援員及び司書	7,970円
栄養士	7,220円
管理栄養士及び介護福祉士	7,970円
准看護師	8,780円
看護師、歯科衛生士、言語聴覚士、作業療法士、理学療養士及び臨床心理士	9,320円
保健師	9,750円
看護専任教員補助	11,810円

看護専任教員	12,540円
軽作業員	6,790円
調理補助員	6,860円
調理員	7,010円
重作業員	7,220円
運転手	7,760円
清掃車両運転手	8,350円
清掃作業員及び火葬作業員	10,000円

別表第7備考1中「200円」を「100円」に、「400円」を「250円」に、「600円」を「500円」に、「800円」を「750円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の期末手当の額は、基準日前6月以内の期間における第1項又は第2項の規定による報酬の額の合計額に係る1月当たりの平均額に<u>100分の130</u> を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>別表第7(第27条関係)</p> <p>日額報酬表</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 勤務日の属する年度の前年度の末日において同一職種での本市での勤務経験年数が2年を超え4年以下の者は日額に<u>200円</u>を、4年を超え6年以下の者は日額に<u>400円</u>を、6年を超え8年以下の者は日額に<u>600円</u>を、8年を超え10年以下の者は日額に<u>800円</u>を、10年を超え12年以下の者は日額に1,000円を、12年を超える者は日額に1,200円を加算した額を日額とする。ただし、本文の規定により難い場合における勤務経験年数の区分及び日額に係る加算額は、別に任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の期末手当の額は、基準日前6月以内の期間における第1項又は第2項の規定による報酬の額の合計額に係る1月当たりの平均額に<u>100分の127.5</u> を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>7～9 (略)</p> <p>別表第7(第27条関係)</p> <p>日額報酬表</p> <p>【別記 参照】</p> <p>備考</p> <p>1 勤務日の属する年度の前年度の末日において同一職種での本市での勤務経験年数が2年を超え4年以下の者は日額に<u>100円</u>を、4年を超え6年以下の者は日額に<u>250円</u>を、6年を超え8年以下の者は日額に<u>500円</u>を、8年を超え10年以下の者は日額に<u>750円</u>を、10年を超え12年以下の者は日額に1,000円を、12年を超える者は日額に1,200円を加算した額を日額とする。ただし、本文の規定により難い場合における勤務経験年数の区分及び日額に係る加算額は、別に任命権者が定める。</p> <p>2・3 (略)</p>

## 【別記】

(現行)

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	6,510円
運動指導員	6,720円
保育補助員及び介助員	6,920円
手話通訳者	7,680円
幼稚園教諭、保育士、養護教諭、訪問指導補助員、放課後児童支援員及び司書	7,640円
栄養士	6,920円
管理栄養士及び介護福祉士	7,640円
准看護師	8,420円
看護師、歯科衛生士、言語聴覚士、作業療法士、理学療養士及び臨床心理士	8,940円
保健師	9,350円
看護専任教員補助	11,330円
看護専任教員	12,020円
軽作業員	6,510円
調理補助員	6,510円
調理員	6,720円
重作業員	6,920円
運転手	7,440円
清掃車両運転手	8,010円
清掃作業員及び火葬作業員	10,000円

(改正案)

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	6,790円
運動指導員	7,010円
保育補助員及び介助員	7,220円
手話通訳者	7,970円
幼稚園教諭、保育士、養護教諭、訪問指導補助員、放課後児童支援員及び司書	7,970円
栄養士	7,220円
管理栄養士及び介護福祉士	7,970円
准看護師	8,780円

<u>看護師、歯科衛生士、言語聴覚士、作業療法士、理学療養士及び臨床心理士</u>	<u>9,320円</u>
<u>保健師</u>	<u>9,750円</u>
<u>看護専任教員補助</u>	<u>11,810円</u>
<u>看護専任教員</u>	<u>12,540円</u>
<u>軽作業員</u>	<u>6,790円</u>
<u>調理補助員</u>	<u>6,860円</u>
<u>調理員</u>	<u>7,010円</u>
<u>重作業員</u>	<u>7,220円</u>
<u>運転手</u>	<u>7,760円</u>
<u>清掃車両運転手</u>	<u>8,350円</u>
<u>清掃作業員及び火葬作業員</u>	<u>10,000円</u>

## 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の改正概要

日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員の報酬については、令和2年度から地方公務員法の改正に伴い制度改正し、令和2年度及び令和3年度の報酬は条例附則に規定する経過措置により改正前の報酬制度に基づき支給していたが、経過措置期間の終了に伴い、令和4年度以降の報酬について次のとおり改正する。

### 1 報酬単価

兵庫県の最低賃金の上昇及び経過措置の終了により期末手当が減収となる職員への対応のため、報酬単価の改正を行う。

#### (1) 日額単価

- ① 原則として全職種の2年以下区分の日額単価を4.3%増額する。
- ② 調理補助員の2年以下区分については、令和3年10月の最低賃金引上げにより、令和3年9月以前には差があった事務職と同額の6,510円となっているため、従来の報酬単価の差を考慮し、5.3%増額する。

#### (2) 勤務経験年数区分

現行は2年の区分ごとに日額単価を200円引き上げているが、2年超100円、4年超150円、6年超250円、8年超250円、10年超250円、12年超200円とする。

#### (3) 時間額単価

経過措置期間中は日額／1日の時間数（原則7時間）×割増率（1.32）としているところ、期末手当の支給に伴い割増率を1.16とする（規則に基づき任命権者が定める数）。

#### (4) 800円加算制度

経過措置期間中は週4日勤務等勤務時間が常勤職員の4分の3に満たない職員については日額に800円を加算しているところ、期末手当の支給に伴い加算制度を廃止

する。

## 2 期末手当

### (1) 現行（経過措置期間中）制度

週の勤務時間が常勤職員の4分の3以上（週29時間超）の日額で報酬を定める会計年度任用職員で次の①又は②のいずれかの要件を満たす職員に、以下の支給日数表に応じて支給している。

- ① 基準期間（6月支給の場合は前年12月1日から5月31日、12月の場合は6月1日から11月30日）に在職し、かつ支給日時点で在職する職員。
- ② 支給日時点では在職していないが、基準期間の末日（5月31日又は11月30日）時点で在職する職員で、基準期間における実勤務月数が3ヶ月以上の職員。

勤務経験年数 区分 実勤務月数	2年以下	2年超	4年超	6年超	8年超	10年超	12年超 以上
	6か月以上	報酬日額の 22日	報酬日額の 25日	報酬日額の 27日	報酬日額の 28日	報酬日額の 29日	報酬日額の 30日
5か月以上 6か月未満	18日	21日	22日	23日	24日	25日	26日
4か月以上 5か月未満	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日
3か月以上 4か月未満	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日
2か月以上 3か月未満	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日
1か月以上 2か月未満	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日
1か月未満	1日	1日	2日	3日	4日	5日	6日

### (2) 経過措置期間終了後

#### ① 支給率

正規職員の期末手当と同率（年間で2.55月。6月期と12月期でそれぞれ1.275月）とする。

② 対象職員

現行どおりの上記（１）①及び②の要件を維持しつつ、現行では支給対象としていない８００円加算対象職員及び時間額で報酬を定める会計年度任用職員についても支給対象とする。

３ 年間報酬例（移行前後）

事務職	経験ランク	現行		移行後		差
		単価	年収	単価	年収	
※週５日勤務 ※１２月雇用	２年以下	6,510	1,848,840	6,790	1,982,680	133,840
	２年超	6,710	1,945,900	6,890	2,011,880	65,980
	４年超	6,910	2,031,540	7,040	2,055,680	24,140
	６年超	7,110	2,104,560	7,290	2,128,680	24,120
	８年超	7,310	2,178,380	7,540	2,201,680	23,300

事務職	経験ランク	現行		移行後		差
		単価	年収	単価	年収	
800円増 ※週３日勤務 ※１２月雇用	２年以下	7,310	1,052,640	6,790	1,083,684	31,044
	２年超	7,510	1,081,440	6,890	1,099,644	18,204
	４年超	7,710	1,110,240	7,040	1,123,584	13,344
	６年超	7,910	1,139,040	7,290	1,163,484	24,444
	８年超	8,110	1,167,840	7,540	1,203,384	35,544